

## 第7回 いのちとくらしを守る税研集会開催に寄せて

実行委員長 石村耕治

本日、第7回 いのちとくらしを守る税研集会(税研集会)を無事開催できました。  
本日は、多数の皆さまに参加いただきました。お忙しい折、ありがとうございます。  
本日の税研集会開催では、実行委員および関係者の皆さまに、多大なご尽力とご協力をいただいております。心からお礼申し上げます。

一般に増税、減税という場合には、課税ベースや税率、各種控除額などの上げ下げを指します。しかし、税務の第一線では、課税庁が、税務調査や徴収の強化で、増税をはかること(増差)が多いのです。いわば「隠れ増税」です。源泉徴収と年末調整で、確定申告が要らない給与所得者には、見えにくい増税です。

いのちとくらしを守る税研集会には、税金についての他の学び合いの場とはひと味違うところがあります。それは、給与所得者など生活者一般の税金問題に加えて、「隠れ増税」問題に正面から取り組んでいることです。とりわけ、中小・零細な事業者に対する税務問題にウエイトを置いて、学びを重ねていることです。

今回、第7回税研集会でも、これまでの基本的なスタンスを維持しています。

まず、生活者を守る視点から、「インフレ増税ストップをめざし消費税減税、大幅な所得税減税を実現しよう」のタイトルで特別講演をいただきます。次いで、「隠れ増税」問題について特別報告をいただきます。テーマは「1万人の実態調査から見る、消費税・インボイス制度の問題点」、「国税徴収現場からの報告」、「課税庁の文化を変える納税者権利憲章(法)の制定に再挑戦しよう」です。

目下の最も注目される税金の課題は、消費税減税または廃止、インボイス制度の廃止などです。「隠れ増税」問題には、あまり光があたっていない感じです。ところが、税務の第一線では「隠れ増税」問題はますます深刻になってきています。

税務調査で、調査官、上席が姿を消し、事務官、統括官でやっているのが目立ちます。とりわけ経験の浅い事務官は、権限を与えられている自分たちは何でもできると思い込み、危惧される状況にあります。おまけに統括官も勉強不足です。納税者の理解を得ずに反面調査をするなど、法的ルールを軽視し、納税者の権利を侵害することにためらいを感じていないように見えます。

それから、通常(任意の課税処分のため)の税務調査で「質問応答記録書」の乱用が目立ちます。質問応答記録書は警察の取調べ・供述調書に相当するものです。納税者を、刑事事件の被疑者のように取り扱うことにつながり、まさに人権問題です。

税理士法が改正されました。当局(課税庁、さらには警察)が、税理士資格のない人(非税理士)が税務相談を行って適正な納税を妨げていると判断したとします。この

場合、財務大臣が業務停止命令を出せる、と決めました。しかも、この命令に違反した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金を科すことができます。

当局は、国民・納税者が自発的に税金について学び合うのを危険視しているように見えます。学び合いの場を提供し、国民に求められる申告納税を支援する各種団体を、業法(税理士法)を使って委縮させようとしているようです。

しかし、これでは、ギグワーカーを含む零細事業者や年金生活者など社会的・経済的に弱い立場にある納税者の自主申告環境の悪化につながります。税金について気軽の学び合える場(フォーラム)を奪うことになりかねないからです。こうした学び合いの場は、自発的納税協力・自主申告を進めるにはなくてはならないものです。

むしろ、業法を改正し、無償であれば、一定の税務支援サービスを非税理士も行えるようにしないといけません。アメリカやオーストラリアなど申告納税制度を採る多くの国々ではそうになっています。税務申告がますます煩雑になってきています。社会的・経済的に弱い立場の人たちへの市民・ボランティアによる税務支援をもっと活発にしないといけません。税金について納税者が学び合うのを政府が規制するのは時代遅れです。申告支援の自由化に向けて、土業の業務独占見直しは待ったなしです。

以上のように、わが国での課税庁の権限乱用、徴税強化による「隠れ増税」問題は相当深刻です。この流れにストップをかけるには、わが国「課税庁の文化」を変えないといけません。納税者は「義務を果たすと同時に、権利を守ってもらえる」ことを課税庁に“保証”してもらえないようにしないといけません。このためには、課税庁のサービススタンダード(基準)をつくらないといけません。

民主主義が根づいている国々では軒並み、政府・課税庁が「納税者権利憲章(法)」を制定しています。課税庁の“サービススタンダード(基準)”を明確にし、“公権力を行使する税務職員のマナーを改善する”のが主なねらいです。課税庁は、税務調査などを受ける納税者に、納税者権利憲章をわかり易い言葉で記した書面を「保証書」として手渡します。これにより、納税者を「お客様(カスタマー)」として丁重に扱うことを約束します。にもかかわらず、納税者がスタンダード(基準)とぶつかる税務調査などで傷ついたとします。この場合、その納税者は、課税庁の執行部門から独立した苦情処理機関に駆け込み、直ちに救済を受けられる態勢を整えています。

いまや、これが、民主主義が根づいている国々での税務行政の“常識”なのです。

いのちとくらしを守る税研集会は、“本物”の税金の学び合いの場です。本日は、皆さまの積極的な参加と活発な議論をお願いします。限られた時間で、生活者向けの最適な減税のあり方、「隠れ増税」や税務行政サービスの改善策など、幅広い税金問題への自らの学びを深化させてください。

第7回税研集会の成功を祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2025年8月2日